

福祉タクシー利用券を交付します

【西川町心身障がい者福祉タクシー利用助成事業】

町内在住で障がいのある方に、福祉タクシー利用券〈小型タクシーの基本料金相当額(令和8年3月20日現在:700円)〉を交付します。病院への通院や買い物など外出時に自由にお使いいただけます。

対象者

町民税(所得割)が非課税の方で、次のいずれかの手帳をお持ちの方

- ・身体障害者手帳1級～4級をお持ちの方
- ・療育手帳A判定、B判定をお持ちの方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級～3級をお持ちの方

※町税等の滞納のない方を対象とします。

※生活保護受給中の方は、生活保護費で支給される通院のための交通費、求職活動のための交通費等以外に使用できません。

利用券の交付枚数と使い方

小型タクシーの基本料金相当額の利用券を次の区分に応じて交付します。

対象者	利用券年間発行枚数
身体障害者手帳 視覚障害1級	36枚
身体障害者手帳 1級～4級 (視覚障害1級を除く) 療育手帳 A判定、B判定 精神障害者保健福祉手帳 1級～3級	24枚

○利用券の交付が決定された方に「福祉タクシー利用者証」を交付します。

○タクシー料金の割引を受けるときは、お持ちの手帳と福祉タクシー利用証を運転手に提示して利用券を渡してください。

○利用券は1回の乗車につき複数枚を使用することができますが、タクシー料金(手帳による割引が受けられる場合は割引後の額)を超える利用券の使用はできません。残りの料金は利用者の方がご負担ください。ただし、1回のタクシー料金が初乗り料金以下(手帳により割引され初乗り料金以下の料金になった時)の場合は、利用券を1枚使用することができます。

利用券を使用できるタクシー会社

月山観光タクシー株式会社 (TEL 74-2310)

※ ストレッチャー車の利用を希望される方は、申請時にお申し出ください。

利用券の有効期限

利用券は、交付の日からその年度の3月31日まで利用できます。